

新しい社会福祉行政

社会保障制度の再検討をめぐって



小山路男

1・社会保障への能力主義の導入

わが国の社会保障制度は、社会福祉をふくめて、昭和36年前後から大きな転換期にさしかかっている。この転換期の意味は大きくわけて制度それ自体の発展と、その背景となる社会経済的基盤の変化について考えられるであろう。

昭和36年は戦後社会保障の発展にとって、まさに画期をなすものであった。すなわち、この年から皆保険皆年金が全面実施となり、日本の国民はかならず何らかの医療保険に加入が強制されるとともに、何らかの年金制度の適用を受けなければならなくなったのである。元来、わが国の医療保険は職域の健康保険などと、主として農村を対象とする地域の国民健康保険から成立していた。しかし、とくに大都市における自営業者や零細事業従事者には、何らの医療保険も適用されていなかった。疾病が貧困化の最大原因でありながら、このような適用もれの人びとは約1,000万人と推定されていた。この対策としてとられたのが昭和33年の国民健康保険法の改正であり、これによって大都市も昭和36年度から国民健康保険の実施を義務付けられたのである。昭和35年秋、東京都が国保を実施し、36年4月には横浜市をはじめとする5大市が同じく実施に踏みきることによって、皆保険は事実上完成した。

他方、年金については、一般勤労者は厚生年金保険に加入していたものの、被用者以外の国民は何らの保護も受けていなかった。昭和34年の国民年金法は無拋出の福祉年金を同年11月から実施するとともに、同じく36年度から拋出制の国民年金を開始することとした。かくして、すべての国民は疾病や老齢および廃疾という社会的危険にたいして、社会保険の適用を受けることになったのである。

皆保険皆年金の実施は、防貧対策としての社会保険の一応の制度的完成を意味した。その背後にある思想は、拠出は能力に応じ、給付は必要に応じするという意味での、能力主義の立場である。昭和25年ごろに支配的であったのは、最低限生活を全国民に平等に確保するという平等主義の主張であった。たとえば、昭和25年の社会保障制度審議会の有名な勧告は、イギリスのベバリッジ報告の影響を強く受けて、いちじるしく平等主義の色彩が強かったのである。社会保障の基調が平等主義的な福祉国家の立場から、社会保険を中心とする能力主義に移行したことは、それ自体きわめて重要な意味をもっている。この変化の意味を検討することは、理論的にも実際的にも現在の大きな課題なのである。

一般の読者のために、問題の一つだけをあげて説明しよう。平等主義の立場からすれば、国家責任が強調されるから、社会保障の財源の大きな部分は国庫負担に求められる。制度的に言えば公的扶助と医療サービスが中心となり、社会保険の給付水準は最低限確保をみたせば足りるとされる。イギリスや北欧諸国の社会保障は、全体としてこのような傾向が強いのである。

これにたいして、能力主義の立場は賃金または所得に応じて社会保障の費用を調達し、その拠出能力にみあって給付水準を上げていこうとする。ヨーロッパ大陸諸国では、社会保険を中心とする結果、このような傾向が強い。平等主義は最低限確保の平等性にすぐれるが、国庫負担が経済成長に応じて増大するという保証はない。国家財政には各種の政策目的に応じた支出が要求されるから、社会保障のための自主的な安定財源の確保が困難である。事実、「バターか大砲か」という言葉で示されたように、冷戦の激化によって国防費が増大すると、イギリスの社会保障はいきづまったのである。

能力主義の長所は、経済成長に応じ弾力的に財源を調達し、給付水準を引き上げることにある。けれども、拠出と給付とが関連づけられると、平等性の確保が困難となり、所得格差がそのまま社会保障給付の格差に反映するという短所がある。実態は平等主義と能力主義の長所をそれぞれ取り入れながら、社会保障の制度的組み立てについて苦心を払っているのが、先進諸国の20世紀後半の問題なのである。

2・能力主義の問題点

ところで、昭和36年度を画期にして、わが国の社会保障が能力主義的方向に踏みだしたという場合二つの点が大きく問題とされた。その一つは、皆保険皆年金による防貧対策の完成によって、これまで低く抑えられていた生活保護基準の大幅な引き上げが可能となったことである。昭和36年度の第17次改訂以後の保護基準の引き上げは、30年代前半のきびしい制限的内容と比較すれば、驚くべきほどに大幅におこなわれてきたのである。だがある程度の改善が積み重ねられてきてみると、いったいどの程度までを最低限として国が責任をもつべきなのかという問題が発生してきている。これがこの2、3年来、とくに大きく問題とされているのである。

他方、皆保険皆年金の実現は、所得の低い階層をも社会保険の体系のなかにかかえこむことになった。これら低所得階層は当然拠出能力が低いから給付にみあうだけの財源の不足分は国庫が負担することになる。けれども、とくに国民健康保険について、国庫補助はたえず不十分であり、その不足分は地方自治体の公費繰り入れによって補充されざるをえなかった。横浜市の国民健康保険が赤字財政になやまされている大きな原因は、ここにある。そうしてまたこのなやみは、全国の市村町についても共通である。

しかも問題は国民健康保険にかぎられなかった。皆保険の達成された36年以降、医療費は年平均20%程度の比率で増大を続けた。これにたいして、保険料の伸びは年間12~13%にすぎなかったから医療保険全体が深刻な財政難になやむことになった。それはとくに中小企業を対象とする政府管掌健康保険と日雇労働者健康保険において深刻であり、これら両保険は財政的にはすでに破産状態にまで追いこまれてしまっている。政府はこれにたいして昭和41年と42年に法改正をおこない、財政対策にあたったが、事態はすでに個別的対策をもってしては打開しえないほどに深刻化している。医療保険制度全体の抜本改革が、医療制度のあり方をもふくめて、現在検討されているのである。

3・社会保障の質的転換

以上のような事態の推移のなかで、社会福祉もまた重要な変革を体験しつつある。社会福祉はかつて福祉三法とよばれた、生活保護法<21年制定、25年新法改正>、児童福祉法<22年>、身体障害者福祉法<24年>を中心として実施されてきた。これら一連の福祉立法は、いずれも戦争後の国民生活の一般的窮乏のための対策であった。生活保護法が生活困窮者の保護にあったのは当然であるが、児童福祉法の当初の目的は戦災孤児対策であったし、身体障害者福祉法もまた戦傷軍人のためのものであった。

しかし、昭和30年代後半からは新しい福祉立法の発展がみられる。その主なものをあげると、母子福祉法<39年>、老人福祉法<38年>、精神薄弱者福祉法<35年>の三法である。かくして、現在の社会福祉は福祉六法となり、これらの法律を母法とするものおよびその他の社会福祉を目的とする法律によって、各種の社会福祉事業がおこなわれている。

このような制度の拡充整備にともなって、社会福

祉事業の種類や内容は次第に複雑となってきている。それは社会福祉が国民生活のほとんど全面にわたるようになったためでもあるが、その反面では制度の複雑化のためにその背後にある基本理念の変化をしばしば見うしないがちである。

すなわち、戦後の福祉三法の時代では、社会福祉はもっぱら生活困窮者やハンディキャップをもつ人びとのための救済事業と考えられてきた。けれども、戦後復興が一段落したのち、高度成長の時期に日本経済が突入する段階になると、社会福祉の意味も大きく変らざるをえなくなったのである。つまり、戦後の一時期までは、社会福祉はもっぱら貧しくあわれな人びとを対象とするものと考えられてきた。専門用語でいえば、何らかの意味で貧困という要保護性に強く関連するものとされてきたのである。

しかしそれ以後の重要な変化は、要保護性の概念が次第に拡張されて、福祉それ自体の欠如が問題とされてきたことにある。その具体的事例を若干あげてみよう。児童についていえば、児童が「保育に欠ける」状態にあれば、その福祉は大きくそこなわれる。そのような児童はかつては貧困世帯や母子世帯の問題であったが、現在のように共稼ぎが一般化すれば貧困児童のみの問題ではなくなっている。あるいは老人はどうであろうか。かつての養老院にかわって養護老人ホーム、特別養護老人ホームが設けられているほか、軽費老人ホームや老人福祉センター、さらには老人クラブの発展は、老人問題が貧困階層から一般階層にまで広げられてきたことを物語っている。

かくして、社会保険中心の能力主義の発展は、同時に社会福祉の質的变化をももたらしている。これが社会保障の転換期の制度的側面なのである。別の言葉でいえば、能力主義の推進は反面では平等主義的な社会福祉サービスの充実を不可避としたのである。わが国の諸制度におけるこの基本原

則の転換は、社会保障の不十分さのために、いまだに見るべき効果をあげるにはいたっていない。けれども、およそ以上のべたような転換期の意味を理解することなくしては、今後の社会保障のあり方を論ずる資格はないであろう。貧困という社会的ニードの下からの圧力では、社会保障の水準をおしあげるのは困難である。いま要求されているのは、能力に応じた社会保障の実現によって、逆に低い福祉水準を引き上げることである。社会保障は権利であるけれども、観念的な権利論だけでは現実の壁を打破しえないことだけは記憶しておかなければならない。

2———経済成長と社会変動

1・貧富の格差の拡大期<昭和30年前期>

これまでみてきた社会保障の転換期の問題は、高度経済成長にともなう社会変動の激化という、わが国経済全体の変質を背景としないかぎりでは理解しえないであろう。わが国のあらゆる経済指標が戦前水準を突破し、「もはや戦後ではない」といわれたのは昭和30年の経済白書においてであった。そうして昭和30年代の前半では、物価は相対的に安定し、経済の発展にともなう国民の生活水準も上昇していったが、他方ではこれにとり残されるか適応できない階層の問題とか、発展にともなう不安定性の増大や各種の格差拡大が次第に重要となりはじめていた。

だが、問題の重要性の認識は、安定成長期ではきわめて浅薄かつ表面的であった。たとえば、国民の生活水準が上昇している反面で、生活保護基準は依然として低いままに放置されていた。昭和32年の朝日訴訟にみられるように、繁栄の時期は貧しい人びとにとってはきびしい冬の季節だったのである。当時盛んに問題とされたのは、生活保護

は受けていないが、それと同じ程度の低い生活を送っている人びとの存在である。これがボーダーライン階層とか低所得階層の名前で問題とはされたものの、経済成長が続けばやがてはこの種の問題も解決されうるであろうという程度の認識しか一般にはなされていなかった。

2・技術革新による市民生活の破壊<昭和30年後期>

30年代後半になると、事情は一変した。たとえば第1次池田内閣が安保国会の後で成立したとき、その公約には減税、公共投資とともに社会保障がかかげられていた。所得倍増計画のなかで社会保障の位置付けが議論されたことも、戦後の経済計画でははじめてのことであった。この理由はいったい何であったのであろうか。

ごく簡単な表現をすれば、それは高度成長の行きづまりの結果であった。すなわち、若年で安価な労働力の供給が豊富であった時期では、経済成長はきわめて容易に実現できたけれども、大規模な設備投資がおこなわれるにともなう、大企業の労働力需要は増大して、ついに労働力不足が深刻化するようになる。昭和32年に関西系の某デパートが東京に進出したとき、主婦や未婚女性をパートタイマーの言葉を用いて募集したことはきわめて印象的である。企業は安い労働力を求め、その結果は従来は非労働力と考えられた人びとまでも労働力化しようとするにいたったのである。

労働力の過剰という従来の観念からすれば、労働力不足が成長のボトルネックになりかねない事実は驚くべき変化であった。しかも、30年代から始まった「ゆたかな社会」の時期では、大量生産、大量消費という企業側の働きかけもあって、生活構造が大きく変化し始めてきた。かの三種の神器から最近の3C時代のキャッチフレーズにみられるように、生活水準向上の欲求は国民一般を通じ

て強まるばかりである。そしてこのような生活構造の変化が、ゆたかな消費をまかなうに足りるだけの賃金水準の上昇がおこなわれない状態でおれば、追加所得を得るために主婦が就業するのも当然である。保育所問題の背景はまさにここにあるのであって、児童の養育は母親の責任であるとする倫理的責任論ではどうしても解決しえないのである。

さらにまた、高度成長が技術革新と結びついておこなわれているところに、重要な問題がある。安定成長期の地方自治体の主要な関心は、地域社会がいかにして経済成長のバスに乗りおくれぬかということであった。たとえば新産都市の計画とか、太平洋ベルト地帯構想とかが論じられるたびに、地域の経済格差是正がたえず議論の中心となっていた。けれども、技術革新下の産業立地は地域住民の生活基盤そのものに重大関係をもつ。四日市コンビナートの公害問題は、その後の静浦地区や横浜市の埋立計画にも大きな教訓をあたえたことは何びとも否定しえないであろう。

技術革新下の高度成長が市民生活の基盤そのものを破壊するという認識は、30年代後半の問題である。横浜市の場合では、38年に横浜国際港都総合基幹計画が立案され、これに福祉計画が加わったのは40年のことである。私もこの作業に従事したのであるが、そのとき痛感したことは、従来の都市計画がいかに市民生活を軽視していたかということであった。われわれとしては、41年5月の横浜国際港都建設総合計画が問題への一応の解答となったと考えているけれども、その後の事態の変化は問題の再検討を要求していると思われる。問題の核心は、高度成長の持続がわれわれの予想しえなかったような激しい社会変動をもたらしつつあるということにある。労働力不足下の高度成長の持続は、賃金上昇を生産性向上で吸収しえないサービス業や公共企業の料金を引き上げて、消

費者物価の上昇をもたらしている。「ゆたかな社会」の市民生活は、表面的にはともかく、実質的には苦しくならざるをえない。さらにまた、社会変動の激化によって生活の不安定性が増大し、このために貧困化への危険は大きくなりつつある。従来の極貧、低所得に加えて、目に見えない「第三の貧困」の危険が市民生活をおびやかしているのである。

高度成長の矛盾の量的拡大と質的变化は、貧困者や低所得者のみならず、市民生活全体をまきこみつつある。たしかに、繁栄の持続は貧困を社会の片すみに追いやっているかのごとくである。たとえば、生活保護を受けている人びとの数は、昭和30年では193万人、人口1,000人あたりで21.7であったが、42年になると154万人、保護率15.4にまで下ってきている。昭和36年第17次改訂以後、保護基準が毎年大きく引き上げられてきたことを考えると、これは大きな改善である。とくに横浜市の場合は、被保護者数は11,000~12,000人程度であり、保護率も1,000人中6人を中心にしてほぼ安定している。けれども、その生活実態は一般世帯の半分程度にすぎず、保護水準の低くさをなげく声も強いのである。

3・人口集中にみる都市財政と福祉の貧困<昭和40年前期>

しかも、この数年間の大きな問題は、保護率の地域差が大きく、さらにこれが固定化していることである。北海道、青森、岩手、島根、鳥取、香川県をのぞく四国地方、九州地方の全県はいずれも高い保護率を示し続けている。これらは、いずれも人口流出県であるか、あるいは炭坑地帯のように技術革新やエネルギー革命によって経済成長に立ちおくれた地方である。全国の保護率が15から14を前後しているときに、横浜市が6、北九州市は実にその10倍の60以上を示している事実は、

経済成長による社会的アンバランスが地域によって大きく異なっていることをもの語っている。

他方、人口流入の激しい神奈川県、とくに横浜市では、いわゆる過密化による大きな問題をかかえている。住宅難、交通災害、公害の深刻さについては、いまさらくりかえすまでもない。人口の大都市集中は、ただでさえ不十分であった社会資本の大量かつ効率的な投下を要求しているが、都市財政の貧困はこれに応じきれない。目に見える第一次的貧困である生活保護受給者は少なくなっているが、生活の不満は市民生活全体にいきわたっている。上下水道などの生活環境はもとより、保育所について、保健サービスについて、あるいは老人福祉についての市民の欲求はきわめて大きいのである。

このような事実は、高度成長が大きな社会変動をもたらし、これによって社会的ニードがその質とかたちを変えながら増大しつつあることを示している。市民生活における不安定性の増大は、ひとり貧しい人びとやハンディキャップをもつ人びとのみの問題ではない。社会福祉のための活動が、市民一般を対象とするように拡大されてきているのは、この意味で当然なのである。

念のためにいえば、このことは貧困の問題が重要でなくなっているということの意味するのではない。事実はまさに逆なのである。いまいわれていることは、福祉の問題が一部の貧困者から市民全体にまで広がって検討されなければ、かえって貧困そのものの問題が解決されがたいということである。あるいはまた、福祉を市民全体の生活の問題としてとり組まなければ、貧しく弱い人びとの状態は改善されがたいといってもよい。

社会福祉の問題は恩恵や慈善であってはならないのは当然であるがたんなる善意や協力だけで解決できるものではない。問題の解決には、市民の主体的参加とともに、科学的客観性が要求されてい

る。もしそうでなければ、社会福祉はあいも変わらず上から下への働きかけという一方交通の状態をぬけきれないし、科学性を欠いた市民活動だけでは効果は期待できないであろう。社会福祉はこの意味で、地域福祉の積極的開発の性格を強くもっているのである。

3———新しい社会福祉のあり方

1・下からの社会福祉の確立

以上のような問題情況の変動は、社会福祉の新しいあり方を要求してやまない。その基本的課題はいかにして従来の上からの社会福祉を下からの問題として推進していくか、にかかっているとみてよいであろう。

わが国の社会福祉は、戦前のもとより戦後においても、上から形成されるという性格が強かった。それはわが国の社会事業が従来の慈善事業から発展してきたためでもあろう。昭和26年の社会福祉事業法は福祉の積極的増進をうたったものの、その伝統的性格はなかなかぬぐい去られるにまではいたっていない。それは政府の施策や施設に密着し、上意下達の性格を強く残している。昭和26年に積極的な意味での福祉の増進が説かれたのは正しかったとはいえ、そのための具体的活動や方法論については、今日においても、まだ見るべきものが乏しいといってもよいであろう。

問題をまず行政の側についてみよう。現在の社会福祉事務所は昭和26年に発足したが、当時はさきのべた福祉三法の時代であった。その後、法律制度が改善されて福祉六法となったにもかかわらず、社福事務所の機構は改善されていない。職員それもとくに専門ワーカーの不足は、福祉行政の重要問題である。

これら職員は、専門的な社会福祉主事の資格が要

求されている。複雑な福祉六法の実施にあたっては、専門的知識と経験が要求されるのは当然なのである。ところが、現実にはこのような専門職員が養成されたいという問題がある。すなわち、せっかく専門教育を受けた者を採用しても、人事交流などの管理上の理由から、専門職員としては一貫しがたい。現在一般におこなわれているのは一般事務吏員に社会福祉主事の認定講習をおこなって教育し、これで人員を補充する方法である。しかもこれが一時的な便法ではなく、恒例の年中行事としておこなわれている。本当の意味での専門家としてのケースワーカーの地位確立は、福祉行政の機能分化のいちじるしい今日ではとくに必要とされている。

2・行政とニードのすれちがいの是正

さらにまた、福祉行政は他の諸行政、とくに教育と公衆衛生に大きな関係をもっている。ところが中央の縦割り行政がそのまま地方自治体におし付けられ、これがさらに地域住民のところまで流されていっている。その複雑さ煩雑さは、現場を知らない者にとっては予想さえもできないほどなのである。ところが行政の末端にある地域住民は、それぞれ独自のニードをもっている。行政が地域ニードに即応しない一方で、地域福祉の問題は激しく変動してやまない。このような状態を、私はかつて「行政とニードのすれちがい」と表現したことがあった。この矛盾の解決には地域住民が主体性をもつことに求められなければならないが、さてそのほうの実情はどうなるのであろうか。まず、福祉に協力する地域ボランティアとしては民生委員制度がある。この制度は大正6年以来50年の伝統をもっている。現在の民生委員は関係行政への民間の協力機関であり、各市町村ごとに推薦され、厚生大臣によって委嘱される名誉職である。その職責は地域の実態を把握し、要保護者の

保護指導あるいはときには生活の指導にあたることにある。

民生委員は、自主性、奉仕性、地域性の3原則に立つものとされている。しかし福祉へのニードが高まり、かつ複雑化する一方、地域社会の変動は激しい。半世紀にわたる民生委員制度はそれだけの機能をはたしてきたし、今日においても尊敬にあたいする人びとの数は決して少なくはない。いな、そのすべてが善意の人びとなのである。

しかし、現在はこの制度も大きな曲り角にさしかかっている。それは地域福祉の問題が、もはやたんなる貧困対策にとどまらなくなっているからである。老人福祉にせよ、児童の健全育成やハンディキャップをもつ人びとの保護をとってみても、問題は福祉対策のみならず、公衆衛生や教育と密接にからみあい、地域福祉はまさに地域生活全体の防衛と発展の問題として考えられなければならない。従来は民生委員がはたしてこの新しい要求にこたえうるかといえば、それには一定の限界があると答えなければならない。民生委員に過大の期待をよせるのではなく、地域福祉活動のなかでのその正しい位置付けをおこなうことが今日では大切であろう。

他方、地域住民の自治組織としては町内会がある。横浜市ではとくに町内会活動のしめる役割が大きい。住民に直結する各種行政は、すべて町内会をその窓口としている。そこで現在の町内会は各種のタテ割り行政を無計画に流しこまれる結果になりやすい。そうしてそのために、町内会としての独自性がそなわれやすいという問題が生ずる。さらにまた、現実問題が複雑化してくると、単一の町内会組織では対応しがたくなり、町内会内部に婦人部会とか老人部会といった機能別部会が設けられる傾向がある。これにたいして、婦人クラブや老人クラブは別個の機能別集団として、全市あるいは全県に組織されている。そこで、こ

れら機能別集団と町内会との関係も複雑微妙とな
ってきている。

このようにして、末端の地域住民組織はしばしば
重複し、あるいは複雑化している。今日の社会福
祉の問題はニードの発生をまつのではなく、かく
されたニードを積極的に掘り起していくことにあ
る。そのためには、何よりもこのような現状をよく
認識したうえで、総合化をはかる以外に方法
はないであろう。

末端の地域福祉活動の充実が最近の大きな問題と
されているものの、そのための有効な方法はまだ
見出されてはいないのが現状なのである。しかも
年ごとに増大する流入人口は地域福祉に無関心で
あり、新しい市民と旧来からの市民との間には意
識の上で大きなズレがあることも事実である。そ
れは旧来の地域社会がくずれて、新しい地域共同
体が形成されるための代価であるともいえよう。
地域福祉活動の充実が要求されている一方で、こ
れを阻害する要因もまた大きくなっている。問題
の重要さと困難さはここにある。

3・地域開発の一環としての位置づけ

かくして問題の中心は、社会福祉が地域開発ある
いはコミュニティ・デベロップメントの一環と
して位置付けられることにある。社会福祉活動は
地域計画あるいは社会計画のなかで、慎重に検討
されなければならない。そうでなければ、社会福
祉の問題がいたずらに範囲を広げるだけで、具体
的な実践目標を見失う危険があるからである。
この場合、計画と実績とのたえない検証が必要
なことはいうまでもない。

新しい社会福祉の方向がその計画性に求められる
としても、問題はこれで終るわけではない。この
場合とくに強調しておきたいのは、社会福祉の範
囲と限界を見きわめておくことである。すでにく
りかえしのべたように、地域社会の激動は不特定

多教の問題をまき起しつつある。そうして、この
すべてを社会福祉の面から解決するのは、事実上
不可能であるのみならず、効果的でもないのであ
る。

例を保育所問題にとってみよう。保育所は本来は
貧困世帯あるいは母子世帯の児童のために設けら
れたものであった。けれども、最近のように婦人
の共稼ぎが一般化してくると、児童福祉法におけ
る「保育に欠けた」児童とは貧困世帯に限られな
くなっている。保育所にたいするニードがきわめ
て高いのは当然である。この場合、われわれとし
てはパートタイマーを雇用する企業の側にも問題
があることを考えるべきであろう。労働力不足の
現在、企業にとっては安価な主婦労働者はパート
タイマーであっても大きな魅力である。しかし、
主婦を動員するためには、児童保育が大きな問題
となっている。

そこで、すでに一部の企業では、その手段として
企業福祉として保育所経営にのり出している。こ
れを企業福祉であるから社会福祉ではないという
のはよい。けれども、名称のいかんを問わず、問
題の中心は児童の福祉なのである。別の言葉でい
えば、従来の社会福祉が企業の生産性向上にとっ
ても大きな意味をもってきたということになる。
それゆえに、社会福祉の生産性効果という問題の
出し方をすれば、児童福祉のために企業が参加す
るのは当然としなければならない。従来の社会福
祉は国と民間の間にある企業の役割を軽視しすぎ
たように思われる。社会福祉が社会の片すみの
問題として取り扱われてきた間は、これでもよか
ったかもしれない。しかし、現在の保育所問題で
示されるような企業福祉の問題は、福祉水準全体
を高める立場からすればもっと重要視されてよい
はずである。同じことは、健康や老齢あるいは教
育の問題についても、程度の差はあっても、指摘
されるであろう。

このような発想は、社会事業家や民生委員にとって
はきわめて異質のもののように考えられている
らしい。私がこのような趣旨の発言をしたある会
合では、ただちに生産性効果よりも児童それ自体
の福祉が重要であるとか、企業に福祉活動をおこ
なわせても社会福祉事業にはならないという反論
がなされた。しかし、この種の反論はおよそ見当
ちがいもはなはだしいのであって、福祉水準の向
上のためには企業の社会的責任を明確にし、これ
を奨励することが結局は福祉それ自体の向上に結
びつくのである。

この一文のはじめに社会保障が平等主義から能力
主義に移行しつつあると書いたのも、この問題に
関連している。負担能力のある企業が、自己の経
営上の立場から、その能力に応じて福祉活動に参
加することはそれ自体として歓迎すべきことであ
る。問題は企業福祉の立場から、福祉それ自体が
歪められないように指導監督することにある。そ
のような方向でも取らなければ、山積する福祉の
ニードを国と地方自治体の力で解決することはで
きないのである。そうしてこの場合にも、企業の
一方的な行動を放任するのではなく、総合的な社
会開発計画のなかで問題を整理していく必要があ
るのはくりかえすまでもない。

<横浜市立大学経済研究所教授>